

吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、葬祭場等の建築に関し、必要な指導内容を定め、関係者が相互の立場を尊重し、誠意を持って協力するよう努めることにより、関係住民と良好な関係の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

2 この要領において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場等 葬祭場及び遺体保管所等をいう。
- (2) 葬祭場 業として葬儀を行うことを目的とした集会場をいう。
- (3) 遺体保管所等 業として遺体を保管するための施設又はエンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。）をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものは除く。
- (4) 建築 建築物を新築し、増築し、若しくは用途を変更することをいう。
- (5) 関係住民 葬祭場等の敷地境界線からの水平距離が20mの範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者並びに申請地の土地所有者をいう。

(適用除外)

第3条 この要領は次の各号に掲げるものについては適用しない。

- (1) 吹田市開発事業の手續等に関する条例（以後、「条例」という。）第12条に基づく大規模開発事業構想届出書を提出する場合。
- (2) 現に存する葬祭場等において、新たに計画される増築部分が主たる用途の増築でないと判断できるもの。

(事前申出)

第4条 事業者は、葬祭場等の建築をしようとするときは、事前申出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付し市長に1部提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用計画図

- (3) 各階平面図及び立面図
 - (4) 関係住民の範囲図
 - (5) 関係住民へ情報提供をするために使用する資料一式
 - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の事前申出書は、条例第19条第1項に基づき提出する大規模開発事業事前協議承認申請書、又は、同条第3項に基づき提出する中規模等開発事業事前協議承認申請書を提出する前に、提出するものとする。建築確認申請等の手続を必要としない場合は、内装工事等も含め、工事を着手する前に、提出するものとする。

(標識の設置)

- 第5条 事業者は、前条に規定する事前申出書を提出してから7日以内に、葬祭場等の建築の計画を関係住民に周知させるため、当該建築物の敷地の見やすいところに、様式第2号による標識を設置するものとする。
- 2 第1項の標識を設置したときは、速やかに、標識を設置したこと及び記載した内容がわかる写真を添付して、市長に標識設置報告書(様式第3号)を提出するものとする。
- 3 第1項の標識は、工事に着手するまでの間、設置するものとする。

(関係住民への情報提供)

- 第6条 事業者は、前条の規定により標識を設置した日以降に、その計画概要等について、関係住民に情報提供を実施するよう努めるものとする。
- 2 前項の情報提供において周知する事項は次に掲げる事項とする。
- (1) 事業者に係る事項
 - (2) 葬祭場等の名称及び所在地
 - (3) 葬祭場等の計画概要
 - (4) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
 - (5) 葬祭場等の管理運営の方法
 - (6) その他関係住民より求められた意見に関する事項
- 3 事業者は、第1項に定める情報提供を実施したときは、速やかに情報提供報告書(様式第4号)に次に掲げる図書を添付し市長に提出するものとする。
- (1) 関係住民の範囲図
 - (2) 関係住民の一覧
 - (3) その他市長が必要と認める資料

(関係者の協議等)

第7条 事業者及び関係住民は、そのいずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 事業者及び関係住民は、葬祭場等の建築によって生じたすべての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって自主的に解決するよう努めるものとする。

(計画上の措置)

第8条 事業計画に関しては、周辺の環境に配慮した計画に努めるものとする。

(事業の廃止)

第9条 事業者は、事業を廃止するときは、廃止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。